

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月26日

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ガイ・ヘンリキス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 黒田（玉置）圭子

【電話番号】 03-5293-1500

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年8月13日をもって提出いたしました有価証券届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部が訂正箇所を示します。

### 【表紙】

#### 【代表者の役職氏名】

##### （訂正前）

代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

##### （訂正後）

代表取締役社長 ガイ・ヘンリキス

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（略）

##### （訂正前）

（注）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

##### （訂正後）

（注1）上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

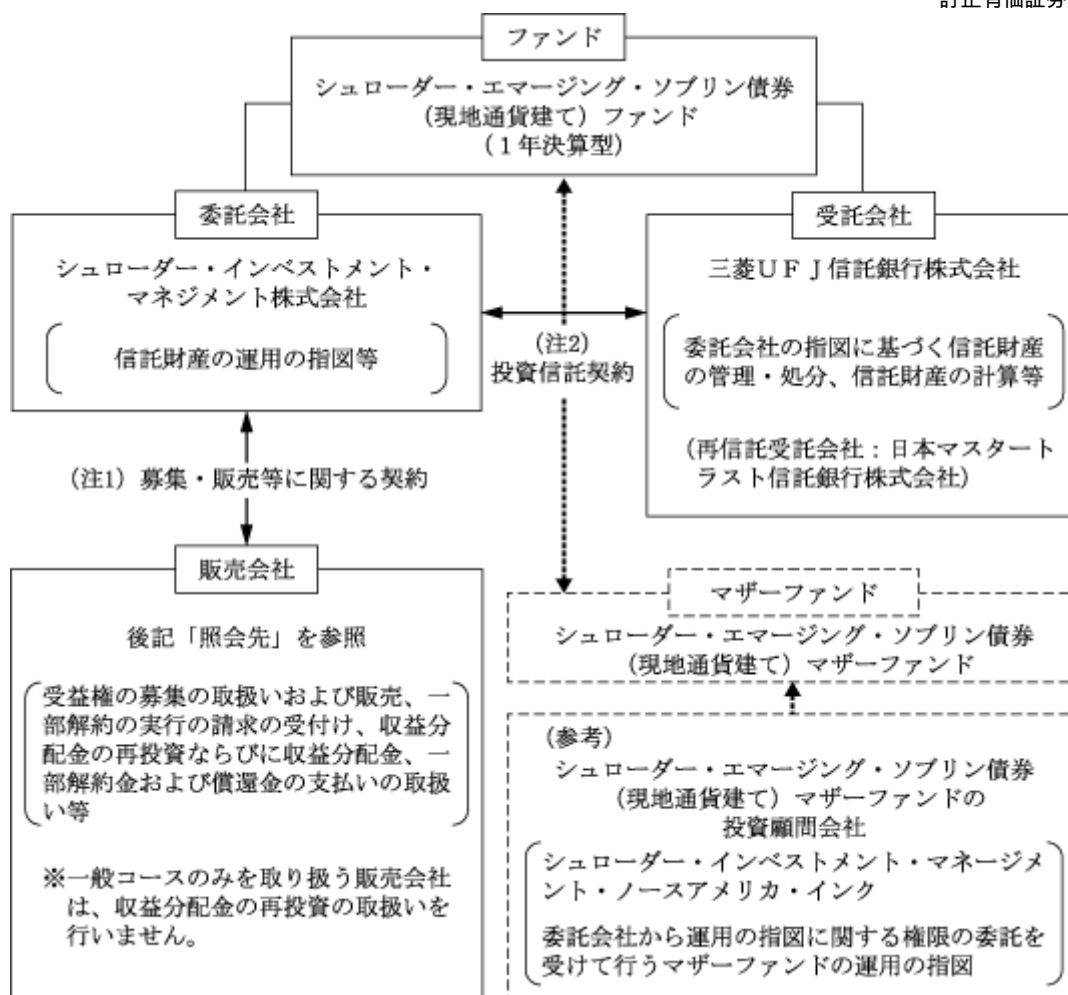
（注2）上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

## (3) 【ファンドの仕組み】

以下の通り、「ファンドの関係法人」に関する情報が更新されます。

## ファンドの関係法人

|                            | 名称  | 運営上の役割   |
|----------------------------|---|--|
| 委託会社                       | シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社                    | 信託財産の運用指図等を行います。   |
| 受託会社                       | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。<br>なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。 |
| 販売会社                       | 後記「照会先」にお問い合わせください。                           | 受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。         |
| (参考)<br>マザーファンド<br>の投資顧問会社 | シュローダー・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・インク            | 委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けてマザーファンドの運用の指図を行います。  |



(注1) 募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

(注2) 投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）ファンド（1年決算型）投資信託契約書」が締結されます。信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

<ファンドの特色>

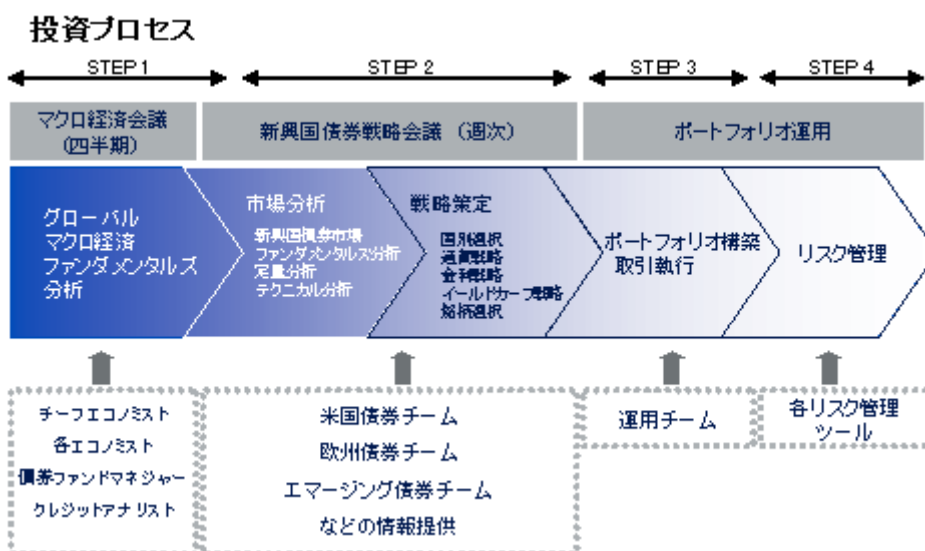
(略)

(訂正前)

<シュローダーの現地通貨建て新興国債券運用>

- ・マザーファンドの運用を行うシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用担当チームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成され、グローバルに展開するシュローダー・グループのリサーチ体制を活用し運用にあたります。

(略)



2012年5月末現在

上記はマザーファンドの運用委託先である、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

(略)

運用はファミリーファンド方式で行います。

シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが、マザーファンドの運用を行います。

- ・シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド（所在地：ロンドン）は、シュローダー・グループの英国における投資運用部門として、1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。

同社は、シュローダー・グループのネットワークを活かし、世界各地のアナリストの企業調査に基づいて銘柄を発掘します。

シュローダー・グループの概要については、前記「（3）ファンドの仕組み 委託会社の概況」をご参照ください。

<参考：マザーファンドの投資態度>

（略）

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

<運用の指図権限の委託先の所在地、委託の費用、委託の中止等>

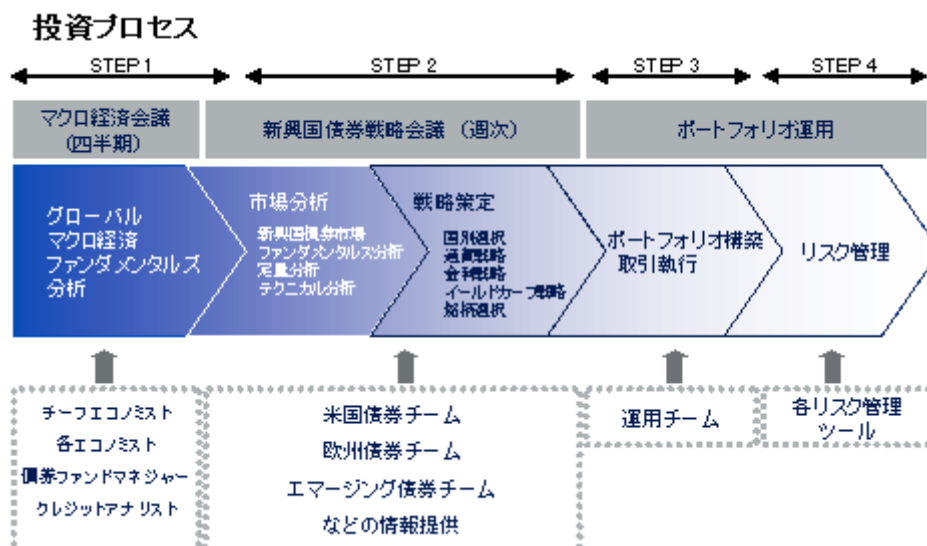
|         |  |
|---------|--|
| 委託先の所在地 | 31 Gresham Street London, EC2V 7QA, UK   |
| 委託の費用   | 運用の指図権限の委託を受けた者が受ける報酬の額は、信託財産中から直接支弁することはいりません。委託者はかかる報酬の額および支弁の時期を当該委託を受けるものとの間で別に定め、委託者がこれを支弁するものとします。ただし、かかる報酬の額は、当該信託財産中から委託者が受ける報酬の範囲内とします。 |
| 委託の中止等  | 運用の指図に関する権限の委託を受けた者が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。                                  |

（訂正後）

<シュローダーの現地通貨建て新興国債券運用>

・マザーファンドの運用を行うシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの運用担当チームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成され、グローバルに展開するシュローダー・グループのリサーチ体制を活用し運用にあたります。

（略）



2012年11月26日現在

上記はマザーファンドの運用委託先である、シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの運用体制です。

(略)

---

運用はファミリーファンド方式で行います。  
シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクが、マザーファンドの運用を行います。

---

- ・シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク（所在地：ニューヨーク）は、シュロダー・グループの中でロンドン・シンガポールとともに国際運用拠点の一つと位置付けられており、北米における投資運用の中心拠点として機能しています。同社は米国証券取引委員会に登録された投資顧問業者であり、北米において、年金基金および大手金融機関等の資産運用に携わっております。

<参考：マザーファンドの投資態度>

(略)

運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

<運用の指図権限の委託先の所在地、委託の費用、委託の中止等>

|         |  |
|---------|--|
| 委託先の所在地 | 875 Third Avenue, 22nd Floor, New York, NY 10022-6225, United States of America  |
| 委託の費用   | 運用の指図権限の委託を受けた者が受ける報酬の額は、信託財産中から直接支弁することはありません。委託者はかかる報酬の額および支弁の時期を当該委託を受けるものとの間で別に定め、委託者がこれを支弁するものとします。ただし、かかる報酬の額は、当該信託財産中から委託者が受ける報酬の範囲内とします。 |
| 委託の中止等  | 運用の指図に関する権限の委託を受けた者が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。                                  |

### (3) 【運用体制】

<運用体制>

(訂正前)

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国債券運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュロダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建



て) マザーファンドの運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

(略)

(訂正後)

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社(外国債券運用担当)がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

なお、ファンドの主要投資対象であるシュロダー・エマージング・ソブリン債券(現地通貨建て)マザーファンドの運用にあたっては、シュロダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 3【資本関係】

< 参考：シュローダー・エマージング・ソブリン債券（現地通貨建て）マザーファンドの投資顧問会社 >

##### （訂正前）

- ・ 名称 シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
- ・ 事業の内容 シュローダー・グループの英国における投資運用部門として1985年に設立されました。英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他の関連する業務を行っています。
- ・ 関係業務の概要 マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行います。

##### （訂正後）

- ・ 名称 シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
- ・ 事業の内容 シュローダー・グループの中でロンドン・シンガポールとともに国際運用拠点の一つと位置付けられており、北米における投資運用の中心拠点として機能しています。同社は米国証券取引委員会に登録された投資顧問業者であり、北米において、年金基金および大手金融機関等の資産運用に携わっております。
- ・ 関係業務の概要 マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行います。